

# 飯塚病院研究寄附金助成要綱

制定(平成 22 年 7 月 1 日)

## (目的)

### 第 1 章 目的及び要綱内容

第 1 条 本規定は法人（製薬メーカー等）や団体、個人からの研究寄附金（以下、寄附金）が当該する研究者に支給され、円滑な研究が実施できるよう全ての寄附金の使用に関して規程する。

第 2 条 助成の対象

医学・薬学、医療・福祉に関する、特定のテーマを目標として研究・開発する個人・グループへ助成する。

第 3 条 本規定は前条の目的を達成する為に下記の行為に対して適応される。

第 1 項 前条における寄附金での研究希望者は、その実施に際して「飯塚病院倫理委員会規約」（以下、倫理委員会規約）に基づいた審査・承認を受けることが必須である。

第 2 項 助成金使用の詳細は、第 6 章以降、別項にて規程し、当該研究に関して包括的に使用される。

## (設置)

### 第 2 章 名 称

第 4 条 本寄附金による研究を「飯塚病院寄附金臨床研究」と称す。

### 第 3 章 事 務 局

第 5 条 本寄附金による臨床研究の事務局は福岡県飯塚市、飯塚病院医学研究推進本部に置く。

## (助成の手順と研究過程)

### 第 4 章 研究の実施に関する規定

第 6 条 助成の決定

寄附金での研究を希望するものは、飯塚病院寄附金臨床研究計画書を本研究事務局へ提出し申し込みを行う。※別紙様式（臨床研究計画書・助成金申請書）

## (選考委員会の設置)

第 7 条 本寄附金研究制度を運営するために、選考委員会を設置する。

第 1 項 選考委員会の委員は次のとおりとし、院長を委員長とする。

1. 院長
2. 副院長全員
3. 経営管理部長
4. 医学研究推進本部長（以下、医学研究推進本部長と略す）
5. その他選考委員会委員長（院長）が指名するものとする。

第 2 項 本規定の改廃並びに委員長が選考委員会での協議を必要と判断した事項については、委員長は選考委員の招集と選考委員会を開催し協議のうえ決定する。

第3項 選考委員会の事務局を医学研究推進本部に置く。

#### (寄附金対象研究の選考方法)

第8条 寄附金対象研究の選考は、第7条で定める選考委員会において行う。

第1項 寄附金を受けようとする者は、寄附金臨床研究計画書・助成金申請書に必要事項を記入し倫理委員会承認書を添えて、寄附金を受けようとする前月末日までに、医学研究推進本部に提出する。

第2項 前項に基づき医学研究推進本部は、関係書留と稟議書を添えて選考委員へ書類審査を依頼する。

第3項 選考委員会の委員は、選考依頼を受けた月の翌月末日までに関係書留、稟議書を検討し審査選考を行い署名・捺印を行い医学研究推進本部に選考結果を報告しなければならない。

第4項 選考委員会は、請求される寄附金研究について、次の各号に定める事項に関して審議を行い助成を決定する。

1. 主研究者・倫理委員会より、研究計画書及びその他の審査資料等、最新資料を入手する。
2. 倫理委員会の認可を受けているかを確認すること。
3. 入手した資料に基づき、寄附金を助成することの妥当性を審議する。
4. 助成金額と研究内容の相応性を審議する。
5. 研究推進本部事務局は4.で審議された結果を受け、第17条により、決定した寄附金研究計画・申請額を院内掲示板へ掲示し寄附金の公募を行なう。
6. 公募後寄附金を受け入れ次第、助成を開始する。

第9条 研究期間

医学研究推進本部の寄附金による、一課題の研究期間は5年を限度とする。

但し、本部長が適当と認めた場合は、期間を延長することができる。

第10条 寄附金による研究の成果については、自らの判断で研究会、関係学会で公表することができる。

第1項 研究結果を論文や学会に報告する際のCOI開示は、所属する学会の細則・規程に従う。

第11条 学会発表資料や論文・著書出版物は医学研究推進本部に提出し、併せて寄附申込み者に対して研究報告を行うこととする。※別紙様式（研究報告書（中間・最終））

#### (管理)

##### 第5章 寄附金の管理

第12条 寄附金の受給承認に関する連絡

事務局から寄附申込者に受入れ可能の連絡を専用文書にて行う。※別紙様式(寄附申し込み受諾書)

第13条 寄附金はすべて当院への寄附となる。

第1項 当院における情報公開の開示項目、区分・名称は「学術研究目的の寄附」とする。

- 第2項 寄附しようとするものは、所定の寄附申込書を本部宛に提出し、寄附金の振込みは飯塚病院院長名義の寄附金専用口座に振り込む。※別紙様式（研究寄附申込書）
- 第3項 指定の口座へ振込みの確認後、医学研究推進本部から寄附者宛に領収書を送付する。
- 第14条 寄附金の受入れに伴う入金支出残高管理、帳簿管理に関しては、帳票の事務的処理を当部が行い、帳票に示された寄附金の実際の出納管理は経理課が実施する。
- 第15条 寄附金は経理課において単独した専用口座、専用帳簿による収支会計が実施され、一般の病院会計とは別の出納管理が行われる。
- 第16条 寄附金の使用期限は、助成開始日より5年間とする。
- 第17条 募金活動
- 第1項 寄附金臨床研究のための募金活動は、院長が代表者となり医学研究推進本部とともに行う。
1. 医学研究推進本部事務局は第8条第4項にかかる選考委員会の審議結果を受けて、当該研究の寄附金受け入れ手続きを開始する。
- 第2項 寄附の強要となる行為を行わない。寄附金臨床研究は寄付企業製品の有利な位置付けを誘引する意図がないことを相互に確認する。
- 第18条 本寄附金の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## （使用の実際）

### 第6章 寄附金の支出手続き

- 第19条 寄附金の支払い手続きは、以下の文書を研究者が当部へ提出、関係管理者の決裁を受け、その後、経理課を経て、研究者へ支払われる。
- 第1項 支払依頼書（経費・資材・薬品等）の記載規定。※別紙様式（依頼書・伝票他）
1. 寄附金からの支払金額を記載し、研究者本人、事務局担当者、医学研究推進本部長、経営管理部長の押印のあるもの。
- 第2項 研究寄附金残高確認一覧の記載規定。※別紙様式（研究寄附金残高確認一覧）
1. これまで寄附金からの収支・残高などの出納を記載したもので、事務局担当者、医学研究推進本部長、経営管理部長の押印のあるもの。
- 第3項 支払証明（請求書・領収書等）の記載規定。
1. 寄附金から研究者が購入元の業者等へ支払った金額の証明となるもの。

### 第7章 寄附金の使用範囲

- 第20条 寄附金による研究費としての使用範囲を下記の通り定める。
- 第1項 学会・研修会の参加に関する規定
1. 出張伺いによらない出張旅費
2. 公共交通機関利用による交通費を実費
3. 飯塚病院旅費規程に定める額を上限とした宿泊費
4. 海外での研修・学会参加を含む、研修・学会の参加費を実費

第2項 学会会費に関する規定

1. 学会参加費

第3項 院内研修会・研究会費に関する規定

1. 研修会・研究会等の開催に係る、会場使用料
2. 講師への謝礼としての交通費・宿泊費

第4項 教育研修費に関する規定

1. 研究に係る資質・能力向上を目的とした教育研修会参加費

第5項 図書費に関する規定

1. 電子媒体のものを含む、学術誌購入代
2. 翻訳料
3. スライド作成料

第6項 消耗工具・器具・備品費に関する規定

1. セキュリティー費を含むパソコン及び附属備品
2. リース料を含む使用料・保守維持に係る費用

第7項 研究に係る経費に関する規定

1. 試薬を含む薬品、材料、医療機器、検査料金
2. 応援者への謝礼としての交通費・宿泊費
3. 商業誌など(学会誌、学会誌以外)の論文投稿用費用、別刷り代
4. 業務委託費
5. データ作成・保管費用
6. 振込手数料などの雑費

第8項 管理費に関する規定

1. 研究に関わる当部門の運営費として、寄附金1件に関して10%を徴収する。
2. 管理費は部門の備品の整備、教育機材の購入等に利用する。

(附則)

第8章 附 則

第21条 飯塚病院研究寄附金助成要綱の内容に変更・修正を生じた場合、医学研究推進本部門内で議事検討され、その後、院長の承認を得て変更・修正される。

制定：平成22年7月1日

改訂：平成24年4月1日

：平成24年4月16日

：平成25年10月29日

：平成26年7月1日

※改訂履歴

|   | 改訂日         | 内容  |
|---|-------------|---|
| 1 | H22. 7. 1   | 制定  |
| 2 | H24. 4. 1   | 変更<br>部署名称変更により<br>「臨床研究部」を「医学研究推進本部」に変更<br>第7条、第1項4.<br>「臨床研究部部長」を「医学研究推進本部長」に変更   |
| 3 | H24. 4. 13  | 削除<br>第2項 学会会費に関する規定<br>1. 年会費 2. 認定医・専門医の認定料<br>第3項 院内研修会・研究会費に関する規定<br>2. 講師への謝礼としての食事代<br>第7項<br>2. 応援者への謝礼としての食事代<br>以上の項を削除した。<br>第19条<br>第1項 1. 「教育推進本部マネージャー」削除<br>「研究推進本部長」追加<br>第2項 1. 「人事課長」削除<br>「研究推進本部長」   |
| 4 | H25. 10. 29 | 追加<br>第10条第1項、12条、第14条第1項、17条第1項、第2項、第18条第2項、以上を追加した。<br>変更<br>上記追加により、第17条⇒第18条、第18条⇒第19条へ順次変更した。  |
| 5 | H26. 7. 1   | 変更<br>(寄附金対象研究の選考方法)<br>第8条 第1項 削除「選考は月1回とし」「所定の申請書に」「年度の」<br>追加 「倫理委員会承認書を添えて」<br>第4項 追加「5.」「6.」<br>第9条 研究期間 削除「3年」→修正「5年」<br>第10条 削除「研究発表会」→修正「研究会」<br>第12条 全文削除 以降、条項番号を繰り上げる<br>第14(13)条 第2項 削除「田中二郎」→「飯塚病院院長名巍の」<br>第17(16)条 全文削除 → 修正「寄附金の使用期限は、助成開始日より5年間とする」<br>第18(17)条 第1項 追加「1.」 |